

特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、特定個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(特定個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第2条 受注者は、本委託業務の履行に係る「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いについては、番号法及び個人情報の保護に関する法令のほか、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(以下「ガイドライン」という。)や、「川崎市情報セキュリティ対策基準」などの規定等を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、特定個人情報を安全に管理するため、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第4条 受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を、発注者と協議して定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受注者は、発注者の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、作業従事者全員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(作業責任者及び作業従事者の監督)

第7条 受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対し、本委託業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第9条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

2 前項の場合、受注者は、再委託する業務の範囲内で再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受注者は、再委託先との契約において、再委託先が委託契約約款、個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項及び本特記仕様書を遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

4 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して、第1項に規定する発注者の書面による事前の承認なく再々委託先に業務を委託することを禁止し、その旨を受注者と再委託先との間で締結する契約書等において明らかにしておかななければならない。

6 再々委託先が更に委託を行う場合、再々委託先は、再委託先に対してその旨を書面により通知しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定は再々委託以降を行う場合について、及び前項の規定は再々々委託以降を行う場合について、それぞれ準用する。

8 前項の規定により再々委託等をする場合、受注者が当該再々委託等を確認したこと等の証として、第1項に規定する書面に受注者の記名押印を必要とする。

(特定個人情報の管理)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従業員の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受注者は、発注者受注者間の特定個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報の預り証を提出しなければならない。

(特定個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の内容、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を、書面により発注者に対して予定日の少なくとも1週間前までに申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し発注者が立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄した特定個人情報の内容、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日及び担当者名を書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15条 発注者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先（第9条の規定に基づき再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行うものとする。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務に違反した場合は、この委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金、または受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。